

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年4月15日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第23号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1のイの(イ)中「246万8,000円」を「243万3,000円」に改め、同表の3のウの(7)中

円	円	円	円	円	円
17,300	22,200	32,800	39,200	49,800	7,200
28,600	36,900	51,600	60,500	75,800	10,400

を

】

円	円	円	円	円	円
17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200
28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300

に改め、同ウの(イ)中

】

「	円	円	」を「	円	円
17,000	20,100		16,900	20,000	」

に改め、同表の6のイ中「52万5,000円」を「51万9,000円」に改め、

同表の9のウ中「18万9,000円、小人15万1,200円」を「19万3,000円、小人15万4,400円」に改め、同表の11のウの(7)中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表の12のイ中「13万8,500円」を「13万7,000円」に改める。

別表第2の1のアの(7)中「1万7,600円」を「1万7,400円」に改め、同アの(イ)中「1万2,100円」を「1万1,900円」に改め、同アの(ウ)中「1万1,600円」を「1万1,400円」に改め、同アの(オ)中「1万7,400円」を「1万7,200円」に改め、同アの(カ)中「2万900円」を「2万700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第1の9及び11の規定は、平成16年4月1日から適用する。

危機管理・消防防災課

長野県告示第277号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年4月15日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
社協篠ノ井ヘルパーステーション	長野市篠ノ井小森587番地1	平成16年4月1日
社協三陽ヘルパーステーション	長野市西尾張部1124番地6	" "
社協柳町ヘルパーステーション	長野市三輪5丁目3番地	" "
社協吉田ヘルパーステーション	長野市吉田3丁目22番地41	" "
社協安茂里ヘルパーステーション	長野市安茂里1775番地	" "
社協氷鉋ヘルパーステーション	長野市稻里町中氷鉋405番地	" "

社協東長野ヘルパーステーション	長野市吉田5丁目9番地26	" "
更埴ヘルパーセンター	千曲市杭瀬下13番地1	" "
戸上ヘルパーセンター	千曲市磯部1110番地1	" "
栄村高齢者生きがいセンター	下水内郡栄村堺18174番地1	" "
訪問介護ほほえみ	松本市沢村3丁目8番9号たんぽぽ102号	" "
株式会社コムスンまつかわケアセンター	下伊那郡松川町元大島5868番地1	" "
ホームヘルパーステーション椿苑	木曾郡山口村山口2155番地4	" "
(2) 訪問入浴介護		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
長野市社会福祉協議会篠ノ井訪問入浴介護事業所	長野市篠ノ井小森587番地1	平成16年4月1日
戸上訪問入浴ステーション	千曲市磯部1110番地1	" "
栄村高齢者生きがいセンター	下水内郡栄村堺18174番地1	" "
(3) 訪問看護		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
大屋リハビリ訪問看護ステーション	上田市大屋213番地	平成16年4月1日
(4) 訪問リハビリテーション		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
小川村国民健康保険直営診療所	上水内郡小川村高府13467番地1	平成16年4月1日
(5) 通所介護		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
豊田村デイサービスセンターさくら	下水内郡豊田村豊津3076番地	平成16年4月1日
宅幼老所のどか	上田市上田原344番地1	" "
J A 須高小布施デイサービスセンター花の里	上高井郡小布施町小布施字伊勢裏1379番地1	" "
デイサービスぼけっと	下伊那郡喬木村15816番1の2	" "
ささえ愛千曲	千曲市内川字押堀1133番地3	" "
更埴デイサービスセンター	千曲市杭瀬下870番地	" "
稲荷山デイサービスセンター	千曲市稲荷山2130番地	" "
戸上デイサービスセンター	千曲市磯部1110番地1	" "
紅林荘デイサービスセンター	諏訪郡富士見町富士見3107番地2	" "
デイサービスセンターともがき	東御市滋野2465番地5	" "
J A 信州うえだ宅老所しおじり	上田市上塩尻252番地1	" "
デイサービスセンターあいりす	諏訪郡原村10377番地2	" "
かりんの里デイサービスセンターひだまり	諏訪市豊田字榎河原3040番地1	" "
宅老所喜楽庵	木曾郡南木曾町吾妻839番地5	" "
宅幼老所おあしす	長野市川中島町上氷鉋1708番地17	" "
栄村高齢者生きがいセンター	下水内郡栄村堺18174番地1	" "
宅幼老所まんてん	上伊那郡飯島町飯島807番地3	" "
デイサービスセンターさわらび	岡谷市西山1723番地101	" "
小規模デイサービス結いの家	松本市笛部2丁目6番60-5号	" "
デイサービスセンター椿苑	木曾郡山口村山口2155番地4	" "
(6) 通所リハビリテーション		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
介護老人保健施設すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894番地1	平成16年3月31日
(7) 短期入所生活介護		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
特別養護老人ホーム天龍荘	下伊那郡天龍村平岡773番地1	平成16年4月1日
特別養護老人ホーム阿南荘	下伊那郡阿南町北條2411番地	" "
特別養護老人ホームやすおか荘	下伊那郡泰阜村7565番地3	" "
特別養護老人ホーム喬木荘	下伊那郡喬木村3286番地1	" "
特別養護老人ホーム第二飯田荘	飯田市東栄町3171番地1	" "
特別養護老人ホーム阿智荘	下伊那郡阿智村智里491番地41	" "
特別養護老人ホーム遠山荘	下伊那郡南信濃村和田1550番地	" "

特別養護老人ホーム飯田荘	飯田市東栄町3114番地1	" "
特別養護老人ホーム松川荘	下伊那郡松川町元大島2965番地1	" "
(8) 短期入所療養介護		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
介護老人保健施設すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894番地1	平成16年3月31日
(9) 痴呆対応型共同生活介護		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
グループホームフランセーズ悠	長野市柳原2080番地11	平成16年4月1日
痴呆介護グループホーム梨ノ木荘	上田市大屋239番地3	" "
グループホームみよた	北佐久郡御代田町御代田1833番地1	" "
(10) 特定施設入所者生活介護		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
ケアハウス高尾	岡谷市川岸上4丁目3番7号	平成16年4月1日
萬里の郷	佐久市長土呂字北中ノ中原793番地12	" "
(11) 福祉用具貸与		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
綿半レンタル飯田店	飯田市上郷別府3333番地4	平成16年4月1日
綿半レンタル諏訪店	諏訪市高島4丁目2024番地1	" "
介護ショップゆめかいご	木曾郡上松町駅前通り3丁目25番地	" "
2 指定居宅介護支援事業者		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
介護支援センター福寿	南安曇郡三郷村明盛3573番地	平成16年4月1日
指定居宅介護支援事業所あめみや	南佐久郡臼田町下小田切字城下73番地	" "
多羅尾事務所	上水内郡信濃町柏原1972番地1	" "
長野市社会福祉協議会東長野居宅介護支援事業所	長野市吉田5丁目9番地26	" "
長野市社会福祉協議会氷鉋居宅介護支援事業所ましまクリニック居宅介護支援事業所	長野市稻里町中氷鉋405番地	" "
更埴居宅介護支援事業所	長野市真島町真島2209番地	" "
戸上居宅介護支援事業所	千曲市杭瀬下13番地1	" "
居宅介護支援事業所ともがき	千曲市磯部1110番地1	" "
佐久総合病院老人保健施設こうみ	東御市滋野2465番地5	" "
居宅介護支援センターかたくりの里	南佐久郡小海町小海4487番地1	" "
居宅介護支援センター椿苑	東筑摩郡朝日村古見773番地	" "
ひまわり指定居宅介護支援事業所	木曾郡山口村山口2155番地4	" "
	東御市鞍掛198番地	" "

高齢福祉課

長野県告示第278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年4月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所 在 地	廃止した年月日
戸倉町社会福祉協議会	千曲市磯部1110番地1	平成16年3月31日
かみやまだ社協	千曲市上山田温泉4丁目5番地1	" "
社会福祉法人更埴市社会福祉協議会大田原指定訪問介護事業所	千曲市桑原3456番地1	" "
社会福祉法人更埴市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	千曲市杭瀬下13番地1	" "

山口村ホームヘルパーステーション

木曾郡山口村山口2155番地4

〃 〃

(2) 訪問入浴介護

事業所の名称

所 在 地

廃止した年月日

戸倉町社会福祉協議会

千曲市磯部1110番地1

平成16年3月31日

かみやまだ社協

千曲市上山田温泉4丁目5番地1

〃 〃

(3) 居宅療養管理指導

事業所の名称

所 在 地

廃止した年月日

山口形成外科

長野市妻科417番地

平成16年3月18日

(4) 通所介護

事業所の名称

所 在 地

廃止した年月日

戸倉町社会福祉協議会

千曲市磯部1110番地1

平成16年3月31日

更埴市稻荷山デイサービスセンター

千曲市稻荷山2130番地

〃 〃

更埴市デイサービスセンター

千曲市杭瀬下870番地

〃 〃

山口村デイサービスセンター椿苑

木曾郡山口村山口2155番地4

〃 〃

豊田村デイサービスセンター

下水内郡豊田村豊津3076番地

〃 〃

(5) 通所リハビリテーション

事業所の名称

所 在 地

廃止した年月日

医療法人宮沢医院デイケアグリーンテラス

長野市吉田2丁目8番1号

平成16年2月29日

(6) 短期入所生活介護

事業所の名称

所 在 地

廃止した年月日

阿智荘

下伊那郡阿智村智里491番地41

平成16年3月31日

阿南荘

下伊那郡阿南町北條2411番地

〃 〃

飯田荘

飯田市東栄町3114番地1

〃 〃

喬木荘

下伊那郡喬木村3286番地1

〃 〃

第二飯田荘

飯田市東栄町3171番地1

〃 〃

天龍荘

下伊那郡天龍村平岡773番地1

〃 〃

遠山荘

下伊那郡南信濃村和田1550番地

〃 〃

松川荘

下伊那郡松川町元大島2965番地1

〃 〃

やすおか荘

下伊那郡泰阜村7565番地

〃 〃

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称

所 在 地

廃止した年月日

戸倉町社会福祉協議会

千曲市磯部1110番地1

平成16年3月31日

社会福祉法人更埴市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

千曲市杭瀬下13番地1

〃 〃

かみやまだ社協指定居宅介護支援事業所

千曲市上山田温泉4丁目5番地1

〃 〃

ひまわり指定居宅介護支援事業所

小県郡東部町県165番地1

〃 〃

山口村居宅介護支援センター

木曾郡山口村山口2155番地4

〃 〃

つくしの郷

塩尻市広丘堅石2150番地

〃 〃

高齢福祉課

長野県告示第279号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設から指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年4月15日

長野県知事 田中 康夫

指定を辞退した年月日

事業所の名称

所 在 地

平成16年3月31日

阿智荘

下伊那郡阿智村智里491番地41

阿南荘

下伊那郡阿南町北條2411番地

飯田荘

飯田市東栄町3114番地1

喬木荘

下伊那郡喬木村3286番地1

第二飯田荘

飯田市東栄町3171番地1

天龍荘	下伊那郡天龍村平岡773番地1	〃	〃
遠山荘	下伊那郡南信濃村和田1550番地	〃	〃
松川荘	下伊那郡松川町元大島2965番地1	〃	〃
やすおか荘	下伊那郡泰阜村7565番地	〃	〃

高齢福祉課

長野県告示第280号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成16年4月15日

長野県知事 田中康夫

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
石井亘	平衡 音声・言語 肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
石川守	肢体不自由 心臓 呼吸器	小県郡丸子町上丸子335-5 医療法人丸山会 丸子中央総合病院
金森幹	肢体不自由 ぼうこう又は直腸	塩尻市大字宗賀1295 医療法人社団敬仁会 桔梗ヶ原病院
川尻宏昭	肢体不自由	南佐久郡臼田町大字臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
坂口昌幸	心臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
澤木章二	心臓	東筑摩郡波田町4417-180 波田総合病院
小松喬	肢体不自由	塩尻市大字宗賀1295 医療法人社団敬仁会 桔梗ヶ原病院
増渕雄	音声・言語 心臓 腎臓 ぼうこう又は直腸 小腸 免疫	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院

障害福祉課

長野県告示第281号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者の氏名が次のとおり変更になりました。

平成16年4月15日

長野県知事 田中康夫

氏名	変更前の氏名	変更後の氏名
小林織絵	畠山織絵	小林織絵
出浦美智恵	大沢美智恵	出浦美智恵

障害福祉課

長野県告示第282号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成16年4月15日

長野県知事 田中康夫

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
大池淑元	松本市大字笛賀3967-7 大池内科クリニック	松本市大字笛賀3967-7 医療法人聖会 大池内科クリニック
黒崎修平	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	茅野市玉川4300 組合立諏訪中央病院
高橋俊彦	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院	小諸市小原甲1639-1 小諸南城クリニック
清水俊樹	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5-13-18 清水クリニック
出浦美智恵	長野市松代町松代183 長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院	南安曇郡豊科町大字豊科3100 県立こども病院
林大介	岡谷市内山4769 健康保険岡谷塩嶺病院	岡谷市中央町1-8-10 はやし内科
春山洋	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院	岡谷市本町2-3-2 春山眼科医院
山岸喜代文	諏訪郡富士見町落合11100 長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原病院	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院

障害福祉課

長野県告示第283号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成16年4月15日

長野県知事 田中康夫

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日	理由
新井伸一郎	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	平成16年2月15日	長野市転出
波多野剛之	飯田市松尾代田735-4 波多野医院	平成16年3月19日	退職

障害福祉課

長野県告示第284号

昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部を次のように改正し、平成16年6月1日から施行します。

平成16年4月15日

長野県知事 田中康夫

第1表の更埴市の項を削り、同表の佐久市の項の次に次のように加える。

千曲市	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の千曲市の項の1の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域（第2種区域に含まれる地域を除く。）付表の千曲市の項の2の地域	工業地域（第3種区域に含まれる地域を除く。）
-----	-------------	---------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------	------------------------

第1表の埴科郡戸倉町の項を削り、同表の付表中「更埴市」を「千曲市」に、「更埴市の」を「千曲市の」に改める。

第3表の更埴市の項を削り、同表の佐久市の項の次に次のように加える。

千曲市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の千曲市の項の1の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
-----	---------------------------------------	-------------------------------------	------------------------

第3表の埴科郡戸倉町の項を削り、同表の付表中「更埴市」を「千曲市」に、「更埴市の」を「千曲市の」に改める。

公害課

長野県告示第285号

昭和50年長野県告示第114号（悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定）の一部を次のように改正し、平成16年6月1日から施行します。

平成16年4月15日

長野県知事 田 中 康 夫

第1表の更埴市の項を削り、同表の佐久市の項の次に次のように加える。

千曲市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域
-----	-----------------------------------------------------------------------------	------

第2表及び第3表中「更埴市 佐久市 小県郡東部町」を「佐久市 千曲市 東御市」に改める。

公害課

長野県告示第286号

昭和52年長野県告示第683号（振動規制法に基づく規制地域の指定）の一部を次のように改正し、平成16年6月1日から施行します。

平成16年4月15日

長野県知事 田 中 康 夫

第1表の更埴市の項を削り、同表の佐久市の項の次に次のように加える。

千曲市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の千曲市の項の1の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域（第1種区域に含まれる地域を除く。）
-----	-------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

第1表の付表中「更埴市」を「千曲市」に、「更埴市の」を「千曲市の」に改める。

公害課